

群馬大学大学院理工学府部門長規程

平成26年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学院理工学府の部門長に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 群馬大学大学院学則第4条第2項に規定する理工学府の部門に部門長を置く。

(職 務)

第3条 部門長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 部門を代表し、部門運営の総括及び連絡調整をすること。
- (2) 部門の会議を招集し、その議長となること。
- (3) 群馬大学理工学部及び大学院理工学府運営規程別表1及び別表2に定める学科長、教育プログラム長及び領域長を兼ねること。
- (4) その他部門、学科、教育プログラム及び領域の運営に関すること。

(選 考)

第4条 学府長は、理工学府の各部門から選出された理工学府の主担当を命ぜられた教授を、理工学府の部門長候補者として、教授会の議を経て、学長に推薦する。

(選考の時期)

第5条 部門長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 部門長の任期が満了するとき。
- (2) 部門長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部門長が欠員となったとき。

(任 期)

第6条 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部門長に関し必要な事項は、学府長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。